ショートステイ百華苑　運営規程

（事業の目的）

第1条　社会福祉法人寿宝会が開設するショートステイ百華苑（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、機能訓練指導員及びその他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条　指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

２　指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

３　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

①　名称　　ショートステイ百華苑

②　所在地　愛知県蒲郡市姥ケ懐 23 番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条　事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。（介護予防も合算して表記する）

①　管理者　　常勤1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

②　従業者

医師	1名以上
生活相談員	常勤1名以上
看護職員	1名以上
介護職員	常勤換算方法で合計13名以上 （常時1名以上、常勤の介護職員を配置する。昼間については、ユニットごとに常時1名以上配置する。夜間及び深夜については、2ユニットごとに1名以上配置する。）

機能訓練指導員　1名以上

従業者は、事業の提供を行う。

（利用定員）
第5条　事業の利用定員は次のとおりとする。
①　併設利用型　10 名（1ユニット 10 名）
②　空床利用型　特別養護老人ホームの定員 29 名以内

（事業の内容及び利用料等）
第6条　事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
①　入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
②　日常生活動作の機能訓練
③　健康チェック
④　送迎
2　第8条における通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅までについて、次の額を徴収する。
①　実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満　500円
②　実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上　1，000円
3　その他の費用
事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。
① 滞在費　2,066 円　（1日あたり）
② 食費　朝食 335 円、昼食 630 円、夕食 480 円　合計 1,445 円（1日あたり）
③ 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用　実費
④ 理美容代　重要事項説明書に記載のとおり
⑤ おやつ代　100 円
⑥ 利用者が希望する教養娯楽として提供を行ったことに伴い必要となる費用　実費
4　事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
5　事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付することとする。
6　日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
7　前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）
第7条　生活相談員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事

態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）
第8条　通常の事業の実施地域は、豊川市御津町、蒲郡市の区域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）
第9条　生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
2　生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
①　気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
②　特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
③　共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（非常災害対策）
第10条　施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練行う。
2　施設は前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（虐待防止に関する事項）
第11条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
(1)事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、生活相談員等に周知徹底を図ること。
(2)事業所において虐待防止のための指針を整備すること。
(3)事業所において生活相談員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
(4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（その他運営についての留意事項）
第12条　事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
①　採用時研修　採用後1カ月以内
②　継続研修　随時
2　生活相談員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3　生活相談員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、生活相談員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、生活相談員等との雇用契約の内容に含むものとする。
4　事業所は利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより緊急やむを得ない理由を記録する。

5　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人寿宝会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

改正

平成 26 年 6 月 1 日　職員の員数及びその他の費用の変更
平成 28 年 7 月 4 日　職員の職種、員数及び職務の内容の変更
平成 30 年 4 月 1 日　職員の員数の変更
令和　1 年 6 月 1 日　職員の員数の変更
令和 1 年 10 月 1 日　滞在費及び食費の変更
令和　2 年 6 月 1 日　職員の員数の変更
令和　3 年 6 月 1 日　職員の員数の変更
令和　3 年 8 月 1 日　食費の変更・虐待防止の追加
令和　4 年 10 月 1 日　事業の目的・職員の職種、員数及び職務の内容
その他の費用・非常災害対策の変更

この規程は令和4年10月1日より施行する。

改正

令和　6年8月1日　利用料の変更